

## 障害者である職員の任免状況の公表について

令和4年8月18日  
秋 田 県 警 察

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和4年6月1日現在の障害者である職員の任免状況について、以下のとおり公表します。

①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	②障害者である職員の数	③実雇用率	④不足数
377.5人	11.5人	3.05%	0.0人

(注意)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員数を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者である職員の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、令和元年6月2日以降に採用された者又は令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人を1カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」に法定雇用率（2.6%）を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者である職員の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 障害の種類・程度の区分ごとの人数については、特定の者が障害者であること及び障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とする。